（通訳案内士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の通訳案内士法施行規則第十六条第三項及び第二十一条第三項の規定の適用については、同令第十六条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第二十一条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（建設業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の建設業法施行規則第七条の二第二項、第十七条の四第二項、第十七条の二十九第三項、第十七条の三十一第三項及び第二十一条の五第二項の規定の適用については、同令第七条の二第二項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第十七条の四第二項、第十七条の二十九第三項、第十七条の三十一第三項及び第二十一条の五第二項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（気象業務法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の気象業務法施行規則第十条第三項、第三十三条第三項及び第三十八条第二項の規定の適用については、同令第十条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものの提供」とあるのは「の提供」と、同令第三十三条第三項及び第三十八条第二項中「のうち住民票コード以外のものの提供」とあるのは「の提供」とする。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行規則第一条の二第二項、第十条の二第二項、第十四条の三第四項及び第十九条の二第三項の規定の適用については、同令第一条の二第二項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第十条の二第二項、第十四条の三第四項及び第十九条の二第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（施行技術検定規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の施行技術検定規則第四条第二項及び第十条第三項の規定の適用については、同令第四条第二項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第十条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第六条第二項、第二十二条第二項及び第二十九条第二項の規定の適用については、同令第六条第二項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する「住民票コード」をいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第二十二条第二項及び第二十九条第二項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（自動車登録規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第八条の規定による改正後の自動車登録規則第二十五条第一項第一号の規定の適用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カードは、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二条第七号に規定する個人番号カードとみなす。

（旅行業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の旅行業法施行規則第一条の三第二項及び第三項、第一条の四第二項及び第三項並びに第三十四条第三項の規定の適用については、同令第一条の三第二項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものの提供」とあるのは「の提供」と、同令第三項中「のうち住民票コード以外のものを利用」とあるのは「を利用」と、同令第一条の四第二項及び第三項中「のうち住民票コード以外のものの提供」とあるのは「の提供」と、同項中「のうち住民票コード以外のものを利用」とあるのは「を利用」と、第三十四条第三項中「のうち住民票コード以外のものの提供」とあるのは「の提供」とする。

（浄化槽設備士に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の浄化槽設備士に関する省令第一条第二項及び附則第三条第二項の規定の適用については、同令第一条第二項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令附則第三条第二項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（浄化槽工事業に係る登録等に関する省令に一部改正に伴う経過措置）

第十一条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の浄化槽工事業に係る登録等に関する省令第三条第二項及び第八条第二項の規定の適用については、同令第三条第二項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第八条第二項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（国際観光ホテル整備法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の国際観光ホテル整備法施行規則第二条第三項及び第十九条第三項の規定の適用については、同令第二条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものの提供」とあるのは「の提供」と、同令第十九条第三項中「のうち住民票コード以外のものの提供」とあるのは「の提供」とする。

（外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則第二十五条第三項及び第三十条第三項の規定の適用については、同令第二十五条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第三十条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の解体工事業に係る登録等に関する省令第四条第二項及び第六条第二項の規定の適用については、同令第四条第二項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第六条第二項中「のうち住民票コード以外のものについて」とある